

○沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領

(平成 24 年 4 月 16 日決裁)

改正 平成 30 年 6 月 13 日決裁

沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱
(平成 5 年 3 月 29 日要綱第 4 号) 第 6 条に規定する建設業者格付名簿に登録されてい
る者 (以下「有資格業者」という。) について、沖縄市建設工事等競争入札指名基準
及び指名業者選定委員会等に関する要綱 (平成 22 年 4 月 30 日要綱第 2 号) 第 12 条に
規定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 建設工事等を発注する担当の課長等又は契約管財課長は、入札又は契約に関し、
有資格業者が別表第 1 又は別表第 2 の各号 (以下「別表各号」という。) のいずれかの
措置要件に該当する事実があると認めるときは、建設工事等競争入札指名停止審査請
求書 (様式第 1 号。以下「請求書」という。) を指名業者選定委員会 (以下「選定委
員会」) 委員長に提出しなければならない。

2 選定委員会委員長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに審査を行い、措置
要件に該当するときは、情状に応じて別表各号に掲げるところにより停止期間等を協
議し、その結果を指名停止審査結果報告書 (様式第 2 号) により市長に報告するもの
とする。

3 市長は、前項の報告に基づき、指名停止について決定し、指名停止通知書 (様式第 3
号) により当該有資格業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者
(以下「指名停止業者」という) をその期間中指名してはならない。指名停止業者を
現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 市長は、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請
負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停
止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員 (明ら
かに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。) について、当該共
同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、指名停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期
間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 市長は、指名停止業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止を行わず、又は指名停止を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

2 市長は、指名停止業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止期間を当該期間の2倍の期間まで（3年を限度とする。）延長することができる。

3 市長は、指名停止通知後において、指名停止の期間の変更をしたときは、当該指名停止業者に対し、指名停止期間変更通知書（様式第4号）を遅滞なく通知するものとする。

（指名停止の解除）

第5条 市長は、指名停止業者が、当該事由について責めを負わないことが明らかになったときは、当該指名停止業者について指名停止を解除するものとする。

2 市長は前項の規定により指名停止の解除をしたとき又は、指名停止期間が満了となったとき、当該指名停止業者に対し指名停止解除通知書（様式第5号）を遅滞なく通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（下請の禁止）

第7条 指名停止業者は、本市発注の建設工事等請負契約に係る下請負者（下請負人のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。）になることはできない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、注意書（様式第9号）警告書（様式第10号）又は口頭により注意又は警告を行うことができる。

（苦情申立て）

第9条 指名停止業者は、当該指名停止の期間内に、苦情申立書（様式第6号）により苦情を申立てることができる。

2 市長は、前項の苦情申立てがあったときは、速やかに選定委員会に審議を諮るものとする。

3 市長は、第1項の苦情申立てを行ったものに対し、選定委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して14日以内に苦情申立回答書（様式第7号）により指名停止業者に対して回答するものとする。ただし、事務処理上困難、又はその他正当な理由があるときは、当該回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、指名停止業者が行った苦情申立てが第1項に定める期間を過ぎたとき、又は客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立ての却下を決定し、苦情申立却下通知書（様式第8号）により指名停止業者に通知する。

(関係機関に対する報告)

第10条 第2条若しくは第3条の規定による指名停止、第4条の規定による指名停止期間の変更、又は第5条の規定による指名停止の解除をしたときは、関係機関に報告するものとする。

(指名停止等の公表)

第11条 市長は、第2条若しくは第3条の規定による指名停止、第4条の規定による指名停止期間の変更、又は第5条の規定による指名停止の解除をしたときは、当該指名停止に係る指名停止業者の商号又は名称、指名停止期間、及び指名停止又は解除の理由を公表するものとする。

(秘密の保持)

第12条 関係職員は、この要領に基づく有資格業者の措置決定の過程において知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則(平成30年6月13日決裁)

この要領は、平成30年6月13日から施行する。

別表第1(第2条関係)

契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
1 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 (1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。 (3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき(軽微なものを除く。)	2 当該認定をした日から (1) 4か月以上6か月以内 (2) 2か月以上3か月以内 (3) 2週間以上1か月以内
3 沖縄県内における市工事以外の工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害	3 当該認定をした日から

<p>を与えたとき。</p> <p>(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>(1) 1か月以上3か月以内 (2) 2週間以上1か月以内</p>
<p>4 市工事の施工にあたり、契約に違反するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事の監督又は検査業務を阻害したとき。 (2) 一括して下請負に付したと認められるとき又は請け負ったと認められるとき。 (3) 現場代理人が工事現場に常駐していなかったとき。 (4) 下請代金又は住民等に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもってあたらなかったとき。 (5) 施工方法又は現場管理に関し、再度にわたる指摘にもかかわらず改善されなかったとき。 (6) 配置予定技術者の事前確認事務処理要領（平成22年4月30日決裁）に基づく市工事で、配置予定技術者の配置ができなくなったため、落札候補者が契約を締結できないとき。 (7) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないとき。 (8) 請負者が正当な理由なく契約の解除を申し出たとき。 (9) しゅん工検査後に主要な部分にかしが判明し、工事目的物に手直しをする必要が生じた場合において、手直しに要する費用を支弁するなど、十分に誠意をもって賠償したとき。 (10) 前号に掲げるもののほか、しゅん工検査後にかしが判明し、かつ、故意又は重大な過失によるものである場合において、工事目的物を手直しする必要が生じたとき。 (11) その他契約業務に違反したとき。</p>	<p>4 当該認定をした日から</p> <p>(1) 1か月以上9か月以内 (2) 1か月以上9か月以内 (3) 2週間以上2か月以内 (4) 1か月以上4か月以内 (5) 2週間以上2か月以内 (6) 1か月以上3か月以内 (7) 1か月以上3か月以内 (8) 1か月以上4か月以内 (9) 2週間以上2か月以内 (10) 1か月以上6か月以内 (11) 2週間以上2か月以内</p>
<p>5 不渡手形を出し倒産状態に陥り、又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てをするなど経営状態が極めて不安定に</p>	<p>5 当該認定をした日から経営状態が</p>

なり、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	安定したと認められる日まで
6 契約規則又は契約書の規定に基づく違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を完納しないとき。	6 違約金等の完納が確認できた日まで
7 その他指名業者選定委員会において指名停止の措置が必要であると認めた者	7 市長が定める期間

別表第2(第2条関係)

贈賄等犯罪行為及び法令違反行為に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>(1) 4か月以上12か月以内</p> <p>(2) 3か月以上9か月以内</p> <p>(3) 2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>(1) 3か月以上9か月以内</p> <p>(2) 2か月以上6か月以内</p> <p>(3) 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3か月以上9か月以内</p>

	(2) 1か月以上3か月以内
4 本市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内
5 県内の他の公共機関発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴の提起を知った日から2か月以上9か月以内
6 県外の公共機関が発注した工事に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から1か月以上9か月以内
7 次の(1)又は(2)に掲げる者が、本市発注工事に関し、競売入札妨害又は談合(以下「談合等」という。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から (1) 4か月以上12か月以内 (2) 3か月以上12か月以内
8 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県内の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から (1) 3か月以上12か月以内 (2) 2か月以上12か月以内
9 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	逮捕又は公訴の提起を知った日から (1) 3か月以上12か月以内 (2) 1か月以上12か月以内
10 市工事に関し、有資格業者等が公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 1か月以上24か月以内
11 前項に掲げる場合を除き、有資格業者等があっせん利得法違反	逮捕又は公訴の提

の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	起を知った日から 1か月以上12か月以内
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から 1か月以上9か月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣言され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
14 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
15 次の(1)又は(2)に掲げる工事に関し、建設業法に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 本市発注工事 (2) (1)以外の県内の他の公共機関発注工事	当該認定をした日から (1) 2か月以上9か月以内 (2) 1か月以上9か月以内
16 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合を含む。）。	当該認定をした日から1年を経過し かつ改善されたと認められるまで
17 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
18 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内
19 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係	当該認定をした日

者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	から 6 か月以上 12 か月 以内
20 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日 から 2 か月以上 9 か月 以内
21 有資格業者又は有資格業者の役員等が、本市発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず本市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとき。	当該認定をした日 から 2 か月以上 6 か月 以内

様式第 1 号(第 2 条関係)

建設工事等競争入札指名停止審査請求書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条関係)

指名停止審査結果報告書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 2 条関係)

指名停止通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条関係)

指名停止期間変更通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

指名停止解除通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

苦情申立書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

苦情申立回答書

[別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

苦情申立却下通知書

[別紙参照]

様式第9号(第8条関係)

注意書

[別紙参照]

様式第10号(第8条関係)

警告書

[別紙参照]